
達成目標

大学・大学院研究科

全学的な意思決定機関を設け、早期に経営戦略を確立すると共に、効果的・機動的な組織運営を行なう。また、明文化された諸規程に基づいて諸機関（会議・委員会等）の権限・機能を明確にする。特に大学院研究科では学部教授会との連携を図る。

1. 大学の管理運営体制

①教授会

小項目

A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B群 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

B群 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

「現状分析」

本学には「福岡女学院規則」第88条、「福岡女学院大学学則」第49条および「福岡女学院大学教授会規程」第3章に基づき各学部教授会が設置され、学部長、学部にも所属する専任の教授・助教授・講師をもって構成されている。

学部教授会は上記、各規則に基づき、学部の教育課程に関する事項、教員の採用、昇格に関する人事の事項、学部学生の学籍に関する事項、学部学生の試験・成績・卒業に関する事項、入学者選抜に関する事項、学部学科の再編に関する事項等を審議する。

学部教授会は「教授会規程」に則り学部長が議長となり、民主的に運営されている。毎月1回定期的に開催される他、必要に応じて開催され、構成員の過半数の出席をもって成立する。議案について議決する場合は、出席構成員の過半数の賛成により決定する。また「学則」改正等重要事項の議決は、出席者の3分の2以上または構成員の2分の1以上のうち、いずれか多い数の賛成を得なければならない。可否同数の時は、議長の決するところによる。

また、学部長の諮問に応じるため、学部審議会が設けられている。学部審議会は、教授会において審議すべき議事に関する事項、その他学部長が必要と認めた事項を審議する。学部審議会は、学部長、宗教主事、学科長、教務部委員長、学生部委員長および担当事務職員をもって構成されている。審議内容によっては、大学の教務部長、学生部長が陪席することもある。

教育課程に関する事項、教員の採用や昇格に関する事項、学部学科の再編等の重要な案件については、教授会に先立ち、学科会議や各種委員会等でじゅうぶんに審議し、さらに学部審議会での審議を経て、教授会において審議を行ない議決する。教員人事に関しては、学部長は教授会の結論を

学長、院長に報告し、最終的には院長が決定する。

学部教授会と学部長とは連携協力して様々な案件を審議し処理する。学部教授会に対して、短期大学部を含む全学的審議機関として、連合教授会が設置され、学長、専任の教授・助教授・講師をもって構成されている。連合教授会は、3学部に通の教育課程に関する事項、3学部に通の教員人事に関する事項、学則や諸規程に関する事項、大学が行なう諸行事に関する事項、その他、学長が必要と認めた事項を審議する。連合教授会は2ヶ月ごとに招集され、さらに必要なときにはそれに加えて開催され、その審議、決定は民主的に行なわれる。学長が議長となる以外、議決の方法は学部教授会と同様である。

連合教授会に提案すべき事項を審議する機関として、「福岡女学院大学部長会議規程」に則り部長会議が設置されている。部長会議は、学長、人文学部、人間関係学部、短期大学部の学部長、大学院研究科長、人文学研究所長、宗教部長、学生部長、教務部長、図書館長、生涯学習センター長、メディア教育センター長、英語教育研究センター長および事務部長をもって構成されている。学長は部長会議を招集し、その議長となる。また、学長の諮問に応じるために、「福岡女学院大学学部部長会議規程」に則り学部部長会議が設けられている。学部部長会議は、大学運営に関する重要な事項、その他学長、学部長が必要と認めた事項を審議する。学部部長会議は、学長、上記3学部の学部長、大学院研究科長および事務部長をもって構成され、学長は学部部長会議を招集し、その議長となる。

なお比較文化専攻と臨床心理学専攻の二専攻を有する大学院では、「福岡女学院大学大学院大学院委員会規程」および「福岡女学院大学大学院人文科学研究科委員会規程」に則り、学部でいう教授会の機能をもつ委員会として、学長を議長とする大学院委員会、研究科長を議長とする研究科委員会を設け、種々の審議事項に対処しているが、詳しくは「2. 大学院の管理運営体制」で後述する。

「点検・評価／長所と問題点」

各学部「教授会」は教授会規程に則り、民主的かつ公正に運営されている。学部教授会は学部に関わること、連合教授会は全学に関わることを審議することで、じゅうぶんに連携が図られており、役割分担も明確である。連合教授会は原則として2ヶ月ごとに開催される。ただし、学長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の署名による要請があったときは、学長は招集しなければならない。通常は年6回であるが、2004年度は9回、2005年度は11回開催されている。規程や学則の中には、組織改変に伴うものや3学部合同以前のものも若干含まれており、規程改正などには連合教授会の承認を要するので、大学改革に邁進している今、2ヶ月に満たない間隔での連合教授会開催が止むを得ないという現況におかれている。

「改善・改革の方策」

それぞれの規程に則って実施されている学部教授会・連合教授会は、十全に機能を果たしているといえるが、各機関が取り扱うべき審議事項の精選を進め、大学全体の調整をはかりながらの各学部教授会独自の審議活動の活発化と審議事項領域の再検証等、審議機関のさらなる改革の時期をにらんだ検討の時期に至っていることも認識すべきであろう。こうした審議機関のあり方について、学部長会議・部長会議・将来計画委員会等の諸会議において、すみやかに打開策を提起したい。

②学長、学部長の権限と選任手続

小項目

- A群 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
- B群 学長権限の内容との行使の適切性
- B群 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性
- B群 学部長権限の内容とその行使の適切性
- C群 学長補佐体制の構成と活動の適切性
- C群 個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

「現状分析」

学長の選任手続等は「大学学長選任規程」、「同規程運用細則」に基づいて行なわれる。選任方法は、理事・監事、評議員、専任教員および事務部長により推薦された候補者について、連合教授会においてその構成員および助手による投票で行なわれる。その管理・運営は各学部2名（短期大学部を含む）の委員で構成する選挙管理委員会がこれにあたる。投票の結果は理事会に上申され、理事会はこれを受けて上申された候補者について審議の上、最終的に学長を決定する。

学長の権限は、所属職員を統括して、大学の教育・研究実施の任にあたる（「福岡女学院規則」第72条第2項）とともに、教学上の全学的審議機関である連合教授会の議長として、円滑な大学運営を行使し、大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている。また、学内理事として（「学校法人福岡女学院寄附行為」第6条5号）、学校法人の基本政策や経営判断その他の重要案件についてその行使に責任を負っている。

したがって、学長と全学的審議機関である連合教授会と部長会議の間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性も問われることになるが、学長は本学における連合教授会と部長会議の議長をつとめ連携協力機関の要となっている。

連合教授会では、各学部の教授会では決定できない全学にわたる事項を審議決定している。その他、学部をこえて領域ごとに設置された全学的な委員会、即ち宗教部委員会、教務部委員会、学生部委員会、図書館委員会、生涯学習センター運営委員会、メディア教育センター委員会等で協議された内容について、それぞれ審議の上最終的に決定する。

さらに連合教授会の十全な機能を保証するために、学長は部長会議の議長をつとめ、部長会議は、全学的委員会等で審議された内容および結果を、連合教授会に上程するため、全学的視点に立って事前協議を行なっている。また学長を補佐する体制としては、3学部の学部長、大学院研究科長、事務部長による学部長会議があり、学長が教学上の大学運営にあたって適切な判断と執行をするために、その諮問機関としての役割を担っている。

本学では個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備への関心も高い。学長を選任する手続きとしては前述のとおりであり、推薦者が大学の理念と教育方針に則り個性ある候補者を推薦することに何ら学内的制約はない。推薦された候補者を教授会で投票し、大学の総意として理事会に上申し、理事会の最終決定に至るまで、個性ある学長の選任が手続きの上においても整備されているとあってよいであろう。

学部長の権限とその行使の適切性については、学部長は学部を代表しその校務を掌り学長を補佐

する（「福岡女学院規則」第77条第2項）とともに、学部教授会の議長として学部運営の行使に責任を負うものとして位置づけられている。その選任は「福岡女学院規則」第77条、「大学学部長選任に関する内規」に基づいて行なわれ、教授の中から教授会の議を経て学長が学部長を選任し、院長が補任することとなっている。

「点検・評価／長所と問題点」

学長・学部長の選任手続きは、前述のとおり民主的に執り行なわれている。なお、本学がキリスト教主義教育を基本理念としていることから、学長選任にあたっては、「大学学長選任規程」第4条に、学長は「福音主義キリスト教会員」であることを定めている。一方、学部長の選任については、本学の教授会構成員にキリスト者が少ないこと、学部運営における広い見識が求められていることから、2002年4月に規程の改正を行ない、キリスト者の中から適任者が得がたい場合は、キリスト教主義教育の基本理念に賛同し、誠実にそれに協力することを前提として学部長の人材確保を可能にした（「大学学部長選任に関する内規」第4条）。こうした規程の改定は、大学の改革が進み、学長、学部長の責任範囲が拡大する今日、適切な選任の方法として妥当と考えられる。

学長権限の内容は前述のとおりであるが、時代の要請と大学改革のためのリーダーシップが強く求められ、質、量ともに拡大する学長権限については、最高意思決定機関の連合教授会、事前協議の場である部長会議、諮問機関である学部長会議などの審議機関を充実させており、それぞれの場面で適切に行使されている。さらに各会議の議長として運営の中心にあつて、構成員の合意を得ながら決定に導いている。特に、連合教授会は3学部の全専任教員が出席し重要案件が審議・決定されており、民主的な大学運営が実施されている。したがって、学長と全学的審議機関との機能分担、権限委譲は適切に行なわれている。

学長補佐体制についての現状は前述のとおりであるが、学長がその権限を適切に行使するためには、学長を執行の面で補佐する体制が求められる。現在、学長の諮問機関として運営上の支援体制としては前述の学部長会議があり、執行面における支援体制として部長会議がある。

今後、更に学長を中心として様々な大学改革を推進する上で、学長を執行面から支援する体制のさらなる充実が求められる。

学部長は、学部の円滑な運営に努力するとともに、全学的視点に立って学部間の連携・調整を図っており、学部運営において果たすべき役割は大きい。また、学部長がその権限を行使するにあたっては、各学科長が協力し適切な学部長権限の行使を支えている。

「改善・改革の方策」

学長・学部長の選任手続きについては、民主的に執り行なわれている。学長選任規程については、理事会で検討される内容ではあるが、将来キリスト教条項を満たすことが困難な事態も予測されるので、幅広く人材を得るための方策を確立しておかねばならない。

学長と全学的審議機関の間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性を図るために、以下のような検討課題もあろう。前述のとおり学長と全学的審議機関である連合教授会は適切な連携協力が図られている。ただし、連合教授会は全教員が構成員となっており民主的ではあるが、今後、大学改革のために迅速な意思決定および対応が求められることも予想される。こうした展望から、たとえば、連合教授会の審議に先行して、部長会議や学部長会議で決定し実行するといった場合もあり得ると考えられ、今後、総合的な観点から連合教授会下の各審議機関相互の有機的な機能性に

ついてさらに検証し、場合によっては、必要に応じた改革も改組・改変も必要となろう。

③意思決定

小項目

B群 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

「現状分析」

大学の意思決定プロセスは2種類に分かれている。第一は大学全体に関わる事項、第二は学部に固有の事項であり、特に「教授会規程」においては、連合教授会および学部教授会について、その構成・組織・審議事項等が明確に定められており、これらによって大学全体に関わる意思決定プロセスと学部に固有な内容は確立しているといえる。

この大学の意思決定プロセスを実行するための細則や委員会規程を策定し、さらに諸教授会規程そのものについて問題が発生した場合、新たなシステムの規程を検討するために、「規程検討委員会」が設けられている。

「点検・評価／長所と問題点」

前述のように、学部に固有な内容と大学全体の意思決定に関わるプロセスは、学則および教授会規程に明確に規定されており、それに従って運用がなされている。したがって意思決定プロセスは確立し、またその運用も適切であるといえる。規程検討委員は各学部から委員が選出され、新たに作り出される規程や細則について、常に学部と大学全体の問題点が検討されている。大学の意思決定に関するプロセスの確立状況と運用の適切性が、この規程検討委員会の働きによって保証されているといえる。ただ大学の諸分野における点検が行なわれ改革が進められるにしたがって、新たな現実に即応した規程等の改変の必要性も増加しており、すみやかな審議のために、規程検討委員会の機能の拡充もはかるべきであろう。

「改善・改革の方策」

規程検討委員会は必要に応じて開催されているが、自己点検、改革の進捗に即応した規程の改廃のための審議に、十分な時間を割けない事態もあるところから、委員会の機能の拡充を学部長会議、大学将来計画委員会を中心として検討したい。

④評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

小項目

B群 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

「現状分析」

本学における全学的審議機関は、上記に述べたように、教学に関する最終的な意思決定機関であ

る連合教授会と、連合教授会を運営するために設けられている全学的問題を検討する部長会議である。連合教授会および部長会議の審議事項は「福岡女学院大学教授会規程」第6条および第7条に定められている。この部長会議は、連合教授会に先立って必ず開催されている。

「点検・評価／長所と問題点」

部長会議では、学部教授会、全学的委員会で審議された内容および結果を、連合教授会に上程するため、全学的視点に立って事前協議を行なっている。その審議事項は、上述のとおり明確に規定されており、権限は適切に行使され、全学的問題はほぼ解決されている。

教職員がますます多忙となっている現在では、部長会議、連合教授会を頻繁に行なうことは教員に負担感を増加させている。

「改善・改革の方策」

連合教授会および部長会議の効率的かつ民主的運営のためには、報告事項については可能な限り事前に資料を準備し会議参加者に内容の周知を図る努力をすると共に、協議事項については議論が機械的かつ形式的にならないよう努力をすることを旨とする。また、連合教授会の運営方法などについては、各学科会議・諸委員会・学部教授会から意見を集約し、部長会議・大学将来計画委員会等において検討する。

⑤ 教学組織と学校法人理事会との関係

小項目

A群 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

「現状分析」

学校法人理事会組織は、「福岡女学院寄附行為」第5条、第6条により13～15名の理事と、2名の監事で構成され、全員が福音主義キリスト教会員と定められている。理事の内訳は、学内より院長、学長、校長、幼稚園長、事務局長の5名、外部より8～10名の理事が選ばれ、このうち2名以上は卒業生が含まれる（「寄附行為細則」第4条）。

2005年度から私立学校法の改正の趣旨に沿い、理事長の権限と責任が大幅に強化された。理事長は理事の互選により選ばれ、法人の代表権を持ち、理事会、常任理事会の議長となり、現在は常勤である。常任理事会は、5名の学内理事と理事長が指名する1名の外部理事により構成される。理事会は年2回の定期理事会のほか、年2～3回の臨時理事会を行ない、常任理事会は1～2か月に1回開かれる。私立学校法の改正により、監事の役割と責任も重くなり、これらは2005年度の寄附行為改正に反映された。

理事長の諮問機関として「評議員会」があり、44名の評議員によって構成されている。その内、学内からは院長、学長を含む学内理事6名のほか、大学、中高、幼稚園より選任された専任職員13名、宗教主事3名、主任舎監1名、生涯学習センター長1名、計24名、学外からは、卒業生、保護者、学外学識経験者等の20名である（「寄附行為」第15条）。私立学校法の改正により、その重要性が増大し、予算・決算等のほか、学院の事業計画、監事の選任等についても理事長に意見を具

申することとなった。

一方、教学組織としては、大学、中高、幼稚園等、法人が設置する学院組織を統括運営するための組織と、大学（大学院、生涯学習センターを含む）の運営組織とに大別される。前者の代表は院長であり、その諮問機関として「学院常議会」がある。常議会は、院長が議長となり、学長、校長、園長、事務局長、および院長の委嘱による出席者で構成される（「福岡女学院規則」第22条）。

後者の大学の組織は、学長によって統括され、学長が主催する連合教授会、学部長主催の各学部教授会があり、その職制・機構については、「福岡女学院規則」第6章のほか、「福岡女学院大学学則」第10章、「同短期大学部学則」第9章、および「大学教授会規程」に詳細が定められている。

この他、学長のもとに学部長会議、部長会議、各種委員会があり、また各学部には学部長の諮問機関としての「学部審議会」がある。

理事会の専決事項は、「寄附行為」第13条により、予算・決算に関する事項、院長・学校長の任免、学院の重要な諸規則の制定と改廃、学校・学部・学科・課程の設置または改廃に関する事項など、9項目が規定されている。

院長は理事であると同時に教学の長であり、学院の業務の遂行責任者であって、「学院規則」に抵触しない範囲で規程、細則等を制定することができ、①本学院の教育方針に基づく計画・実施に関する事項、②本学院の諸儀式および諸行事に関する事項、③本学院ならびに各学校の重要な諸規程に関する事項に関しては、「学院常議会」に諮問することが、「学院規則」第22条に定められている。

教授会において審議する事項は、教育課程に関する事項、「学則」に関する事項、学生の入退学等に関する事項、教員の人事に関する事項などが定められており、「学則」第50条には、その内容がさらに細かく規定されている。短期大学部教授会の審議事項についても同様の諸規程がある。学部審議会については、「学院規則」第86条、「大学教授会規程」第16条により、審議事項が規定されている。

2002年度に全学部が同一キャンパスに統合されたのを機に、各学部教授会と並立して連合教授会を設置し、連合教授会と学部教授会の審議事項をそれぞれ詳細に規定した（「大学教授会規程」第6条、第15条）。

このように、理事会と教授会との議決事項が明確に定められているが、特に教授会の規程については、「学院規則」第43条（短期大学部教授会）、同第89条（大学教授会）のいずれにおいても、列記された審議事項について、「前記各号のうち、理事会の専決事項については意見を述べることはできるが、審議決定することはできない」と明記されており、「大学教授会規程」においても、連合教授会および学部教授会の審議議決事項として列記された事項に加えて、「理事会の専決事項については決定権がない」と明記されて混乱が起らぬよう配慮されている。

「点検・評価／長所と問題点」

大学が発足した1990年以来、前述の機能分担の明確な規程と、理事会ならびに教授会の相互尊重の基本姿勢から、両者間に問題が生じたことはない。理事会は、建学の理念に基づく教育の基本的な問題以外に、教員の人事や、教育内容について干渉することはない。院長、各学校長は常任理事であり、評議員会にも多数の専任職員が参加していることから、教学の意見は十分に理事会の審議に反映され、また理事長が学院常議会メンバーであり、院長である理事は教授会を含むすべての会議に出席して意見を述べるので、理事会の意向も教学組織に反映される。したが

って、両者の連携協力関係、権限委譲は、組織・手続等において現状では良好といえる。

「改善・改革の方策」

学長の選任に関しては、先に述べたように、理事、監事、評議員、大学所属の専任教員および事務部長によって推薦された候補者を対象に連合教授会で投票し、その結果を理事会に上申し、理事会は上申された結果を尊重して学長を決定する。この手続は現在まで順調に行なわれているが、将来はその過程で両者の意見が一致しない場合もあり得ることが想定されるので、「大学・短期大学部学長選任規程運用細則」の第1条には、「理事会と連合教授会は、学長の選任および退任については、それぞれの責任、権限を異にしながら、相互の信頼と協力の関係を確保し、誠実にその運用に当たるものとする」と明示されている。

全般的に、理事会と教学組織との間の機能分担、権限委譲は適切に行なわれていると考えられるが、それも規程に依存するだけでなく、両者間の信頼と協力関係の絶えざる構築の努力が必要と考えられる。

また今後検討すべき点として、理事長と院長の業務の明確化と、常任理事会機能の強化が挙げられる。私立学校法の改正により、法的には理事長の任務は大幅に増大したが、これまで本学院においては、理事長は非常勤で、院長が実質的にはその任務を遂行していたため、2005年度に行なった「寄附行為」の改正は、両者の業務と責任の仕分けが不十分である。現在は、理事長が常勤となり両者の緊密な協力により、すべて順調に遂行されているが、将来のためにこの点を明確化しておかなければならない。

常任理事会の構成は、経営に関する法人の意志決定を迅速化し、かつ教学の意向を理事会に充分反映させるために、理事長以外の外部理事は1名だけで、残りの5名は学内理事である。このメンバーは院長の諮問機関である学院常議会のメンバーとも重なっている。この構成は意志決定の効率化には非常に有効である、学内理事と外部理事の構成に関しては、検討する。

⑥管理運営への学外有識者の関与

小項目

C群 公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

「現状分析」

理事会は、13～15名の理事と2名の監事により構成されるが、理事のうち5名（院長、学長、校長、園長、事務局長）だけが学内者であり、現在は、理事長および監事を含め、残り12名は全員学外者であり、企業役員、医師、弁護士、出版関係、家庭裁判所相談員、工学系名誉教授等の有識者で構成され、学外有識者の関与は充分と考えられる。なお現行規程では、法人を代表する学校長は理事長を兼務することはできないので、その点でも法人の意志が学内の独断で決定されることは回避される。

監事2名は、元銀行員と弁護士であるが、理事会、評議員会あるいは主要な学内の会議に出席して法人の管理運営の状況把握に努め、監事監査を行なう他、公認会計士とも連携をとり、それらの結果を決算報告時に監事監査意見として理事会、評議員会へ報告書を提出している。

私立学校法の改正により、大学の管理運営における評議員会の役割は大きくなった。また評議員会の構成は、評議員44名中、学内関係者は24名（院長、事務局長、主任舎監、生涯学習センター長、法人が設置する各学校長4名、宗教主事3名、各学校の専任職員から13名）である。その他の20名の内訳は、同窓生5名、保護者8名、宣教師等3名、そのほか学識経験者4名となっている。これら学外の評議員は、多様な有識者から構成されており、学校の予算決算や事業計画に、活発で適切な意見を述べている。

この他、外部有識者の意見を積極的に聞くために、2004年5月に「福岡女学院アドバイザー会議」を発足させた。構成員は現在5名で、九州地区の大企業の経営者と、マスメディアの社長等から構成され、大所高所から多彩な助言や教示を得ている。現在は男性だけの会議であるので、近く「女性アドバイザー会議」を発足させる予定で人選を急いでいる。今後は、大学の運営により直接に関係する学外メンバーによる外部評価システムの構築も検討する。

「点検・評価／長所と問題点」

現状分析で述べたが、理事会の有識者のバランスは本学にとっては非常に有効と思われる。評議員会に関しては、各方面からの優れた人材が得られている。保護者も各学校から平均して選ばれ、また、会議には全理事も陪席し、内容的には問題はない。ただ、学内の関係者が55%を占めているのは、議決機関ではないが数的には検討を要する。アドバイザー会議に関しては、直接学校経営とは無関係な経済人ではあるが、経営のノウハウ、外部から望まれる学生像など、有意義な情報を得られる点で有効な組織である。

「改善・改革の方策」

理事会に関しては将来を担う若手理事の起用、評議員会に関しては、組織成員の全体数の見直しがこれからの本学に課せられた課題とみている。理事の任期については制限（4期12年）を設けており、成員交代による組織の活性化をじゅうぶんに図っている。前述のアドバイザー会議のメンバーは現在、男性だけであるが、今後は卒業生に限らず、各界で活躍中の女性によるアドバイザー会議も、近々編成する予定である。

2. 大学院の管理運営体制

①大学院の管理運営体制

小項目

- A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- B群 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- B群 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

「現状分析」

大学院の管理運営機関として、(a)大学院委員会、(b)研究科委員会、および(c)研究科運営委員会がある。(a)は大学院を担当する教授で構成し、学長が議長となる。(b)は大学院を担当する全専任教員で構成し、研究科長が議長となる。(c)は研究科長と研究科委員会によって選出された4名の教員からなる。(a)の大学院委員会は研究科長の選出、大学院担当教員の資格審査、大学院に関わる重要事項の審議が主な機能である。(b)の研究科委員会は研究科運営委員の選出、教務、予算、論文の審査、院生の身分等について審議する。(c)の研究科運営委員会は研究科長の諮問機関であり、研究科長とともに研究科委員会で審議される事項の原案作成、事務局との連絡調整、その他大学院に関係する事項について具体的な運営に当たっている。

なお、研究科長および研究科運営委員の選出は、「大学院委員会規程」、「研究科委員会規程」により行なわれる。

大学院と学部教授会は、(1) 大学院担当の全教員が連合教授会に出席していること、(2) 研究科長が学部長会議、部長会議の構成員になっていること、(3) 研究科長が教職員採用計画会議の構成員になっていることなどにより、両者の連絡調整がはかられている。

「点検・評価／長所と問題点」

開設後3年間、大学院委員会、研究科委員会、研究科運営委員会がそれぞれの機能を果たし、教員の昇格、院生の教育、研究成果の発表等、大学院の管理運営は概ね順調であった。ただ、発足したばかりであり、基本的な規程はこの間三年間でほぼ整備してきたが、詳細な事象に対する規程の整備は必ずしも十分でなかった憾みがある。そのため、各委員会は問題に対して学部の規程を準用して対処したり、緊急に規程を作成しなければならなかった。今後、予測される事態に対して事前に規程を作成しておく必要がある。

「改善・改革の方策」

開設以来これまでの経験から、大学院委員会、研究科委員会、研究科運営委員会による管理運営体制は基本的に維持していく。規程の整備に関しては、予測される事態（たとえば、修士論文の審査に本研究科の教員以外の教員に参加してもらう場合など）に対しては、さらに諸規程の改訂をはかり制度的な充実をはかるべく準備していく。